

農政産業観光委員会会議録

日時 平成26年2月27日(木) 開会時間 午後 6時47分
閉会時間 午後 7時32分

場所 北別館504会議室

委員出席者 委員長 石井 脩徳
副委員長 久保田松幸
委員 武川 勉 河西 敏郎 桜本 広樹 皆川 巖
渡辺 英機 鈴木 幹夫 土橋 亨 水岸富美男

委員欠席者 なし

説明のため出席した者

農政部長 山里 直志 農政部次長 橘田 恭 農政部技監 有賀 善太郎
農政部技監 樋川 宗雄 農政総務課長 相原 正志 果樹食品流通課長 小野 光明
花き農水産課長 田中 真 農業技術課長 河野 侯光

(付託案件)

議題 第96号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

審査の結果 付託案件については、原案のとおり可決すべきものと決定した。

審査の概要 午後6時47分から午後7時32分まで農政部関係の審査を行った。

主な質疑等 農政部関係

第96号 平成25年度山梨県一般会計補正予算第1条第2項歳出中農政産業観光委員会関係のもの、第2条繰越明許費の補正中農政産業観光委員会関係のもの及び第3条債務負担行為の補正中農政産業観光委員会関係のもの

質疑

(雪害対策について)

桜本委員 農の2、農業水産事業費の中のマル臨の雪害緊急対策事業費ということで、被災した農業施設の撤去等ではありますが、例えば、撤去するのに当たり、マンパワーというか、人手の確保はできているのでしょうか。

小野果樹食品流通課長 マンパワーが足りているかという御質問でございますが、正直なところ、多分、不足しているんだろうと思っております。一応、予算としてこのように盛りましたけれども、できるだけ速やかに撤去ができるように、各農協、市町村と連携をとりまして、実施していければと考えております。

桜本委員 同じくこの3の被災ハウスの復旧ということで、例えば資材とか材料といった

ものの調達の目安について、ある程度、判断できているのか、その中で復旧復興のスケジュールが組まれているのか。資材関係者、材料関係の状況は把握されていますか。

小野果樹食品流通課長 今、この雪害で、各県ともにハウスの被害が非常に多いということで、やはり資材の不足というのほうで聞いております。各メーカーとも資材の調達に奔走しているというのほうを聞いておまして、できるだけ資材の調達が速やかにできるように、全農を初めとしまして、そういったメーカーに、今、お願いをしているところでございます。

桜本委員 マンパワーの確保ができていない、あるいは資材、材料の見通しが立っていないものに対して、いくら早急にとっても、なかなかうまくスケジュールは運ばないと思います。

県としては、そういった機関と連絡調整を図りながら、どれだけの材料が投入できるのか。そして、被害農家の方々にとって優先順位は何なのか。例えば、今ここでハウスの撤去をして、新しい苗にかえるといっても、時期によってはできないものも出てきているわけです。そういった中で、大変かとは思いますが、農家一軒一軒の状況把握をしながら、市町村単位、農協単位、そういったものも含めて、今のようなぼんやりした話ではなくて、きちっとした復旧面積、また復旧をするにはどのくらいのマンパワーや材料がかかるのか。それによって優先順位をつけていくというように、ある程度、スキームをつくる。何でもかんでも早くといっても、全部そろわないとできないので、冷静に受け取ってやっていかなければならないと思いますが、こういった目算をしていますか。

小野果樹食品流通課長 被災ハウスの復旧につきましても、早くしなければならない、特に野菜のハウスに対して、今回、この補正をお願いしております。

果樹のハウスにつきましては、やはり露地の落葉が終わってからの建設になるということで聞いておりますので、その後の6月補正ということで検討していますが、早くやらなければならない野菜のハウスを優先して考えています。

きょう、この議会で御承認いただければ、早速、メーカーと折衝に入りたいと思いますし、また、さらに資材の確保につきましても、強力にお願いをしていきたいと思っております。既に内々の打診といったことはさせていただいておりますけれども、明日から、早期の復旧に全力で当たっていきたくと思っています。

桜本委員 この補助策というか融資策について、スピード感を持ってやっていくためには、農家の方々に直接説明会を開くなど、きちっとした説明をして、どのように個別の農家の被災、将来像に向けての考え方を聞き取るかということが非常に大事だと思います。その辺に関して、スケジュールについてはどういう考え方をお持ちですか。

例えば、各市町村に常駐的な対策本部をこしらえて、農家からの相談を常に受けるといった体制をとっておくのか。農家は、相談に対してどういうイメージを持ってほしいのでしょうか。

河野農業技術課長 現在、各農務事務所に今回の雪害の関係の相談窓口を設置しております。そこで一元的に農家の相談を受けるとともに、現地に赴きまして、JAと一緒にになりまして、農家の意向調査を、全体ではございませんけれども、場所的には行っておりまして、一刻も早い対策、対応を進めております。

なお、今回、情報をどういうふうに発信していくかという部分が非常に大事でございまして、県の考え方、対策が正しく農家、農協、市町村に伝わるような方策を検討してまいりたいと考えています。

桜本委員

私は、農務事務所という広い考え方ではなくて、市町村単位に常設的な相談窓口を持てるようにしてもらいたいと思います。

それと、相談する相手がいないという場合は、例えば商工会の関係の方にも入っていただくとか、被災している人が多い場合は、相談の相手をふやしていかなければならない、そんなことも対応をしてもらいたいと思います。

この困難をチャンスに変えなければならぬと思います。26年の2月の豪雪という対策本部を、例えば内容によっては半年で対応しなければならない、1年で対応しなければならない。しかし、こういった困難なことをチャンスに変えていくには、今の山梨県の施策である農地の集約化、集積化というものを、災害の対策に絡ませながら、2年先、3年先、5年先にも、こういったものが生きていくように、政策的にも、ぜひ長期的に考えていただければと思いますが、部長、いかがでしょうか。

山里農政部長

ただいま桜本委員から御指摘がございましたように、このたびの大災害につきましては、早急に復旧していく必要がございますけれども、長い目で見れば、確かに復旧をした上で、どういった山梨県農業の構造をつくっていくかということにつきましても、しっかり考えていかなければいけないということでもあります。

まずは、早急に復旧をしていく必要がございますけれども、中長期に見て、山梨県農業の、例えば有用化の話ですとか、今回、当初予算でもお願いしてございます農地中間管理機構をどう活用するかとか、そういった山梨県農業の基本的な施策について、今回の災害対策の後、どのように適用していくか。それによって、今回、被災した農家の方々がどう元気づけられて、担い手が育つかということ、そういう骨太な施策について、今後、しっかり中長期的な視野の中で考えてみたいと思っています。

皆川委員

今回の雪害で被害を受けた農家では、出荷不能になったということで、費用の回収もできないという状況になると、特にブドウ農家では、やり直すと5年ぐらいいからないと収入にならないらしいですけれども、この5年間の農家の方々の生活費とか、生活費の補助金とか、お見舞金については全く考えていないのが、まず伺います。

河野農業技術課長

今回、お願いしてあります金融対策につきましては、再生産に向けた投資ということで考えておりますので、委員のおっしゃるような生活費的な部分については対象としておりません。

皆川委員

やはり農家の人たちは高齢者が結構多くて、細かい手続が非常に難しい。そこが嫌になっちゃって、これじゃやめたほうがいい、しかも3割。5割ぐらいいってれば別ですが、やめていく方がどんどん多くなっちゃった場合、果樹王国やまなしなんて胸を張るわけにはいなくなってしまう。

山梨が果樹王国と言われるのは、ハウス栽培によって、ある程度、高価でいいものが出せたということが支えになっていた。まさに果樹王国やまなしを支えるためには、ハウス栽培が大変必要なことであり、ハウス農家は、一定量、確保しないと、胸を張って果樹王国と言えなくなってしまう。

そういう中で、手続の煩雑化をどういうふうにも簡素化していくか。また、今言

ったお見舞金などについて、生活だけは5年間、何も食べなくていいよということだと、ちょっと納得できないです。

河野農業技術課長 委員がおっしゃいましたように、やはり果樹経営の中のハウス栽培というのは、労力の配分とか高所得という中で、果樹王国やまなしを支えていく重要な部分だと考えております。いろいろな手続きにつきましても、先ほどから申し上げている農務事務所等で、被災農家に寄り添い相談を受ける中で、積極的に、一緒になってその方法を考え、また、今後、どういう形で経営していくかという相談を受けながら、その方の体力等に合った新たな経営の方向と一緒に考えていきたいと考えています。

そのときに必要になってきますのが、今回、お願いしています4つの資金等だと思しますので、これにつきましても、適切に御活用いただく中で、円滑な経営の再生に努められるように支援してまいりたいと考えております。

皆川委員 そういう中で、この際、ハウスをやめて露地栽培に移行しようなんていう声もあります。露地栽培に移行した場合、ハウスはもういいやという場合、援助とか支給は全く出ないわけですか。

河野農業技術課長 2つは考えております。ハウス栽培をやめて露地栽培に移るという場合でございますけれども、例えばそこに既往の借金等々が残っておれば、その償還につきまして、一旦、借りかえていただく中で、無利息で、償還猶予をかなり長くとりますので、ある程度、自分の経営が再建されたときに償還する形で、経営のリセットの負担を軽くする対応をしていこうというのが1つの方法です。

もう1つが、倒木を復旧して、そこを新設すると、成木になるまで期間が生じます。その間の収入を補うために、例えばスイートコーンを栽培するというものについても、その対策とか、その面に応じた支援をしてまいりたいと考えております。

皆川委員 一定量のハウス栽培を確保しなければいけないというのがありますので、しっかり、3割と言わず5割までもっていき努力していただきたいと思っております。

武川委員 きょう、私の場合は大月と都留の現場を回ってきました。鉄骨のハウス、パイプハウスがありましたけれども、鉄骨で倒れた、潰れているハウスもあったり、近くに、大して被害のないパイプハウスもあったり、状況はいろいろです。また再建、再興していこうかという人もいますけれども、もうほとんどの被災者が、頭の中が真っ白な状況でありまして、鉄骨でもパイプでも、非常に状況が違うものですから、再興しようと思っても、判断が決まるまでには相当時間がかかると思います。そういう中で急がなきゃならないということですから、大変難しい問題になろうと思っております。

鉄骨ハウス、ビニールハウス、またビニールハウスの中でもガラスがあったり、ビニールでも2種類あって、非常に複雑なようです。頭の中が真っ白で、また再興しよう、もう1回やろうと思っても、そういう技術的な部分での判断はなかなか難しいところがあるから、県の相談というのは柔軟にやっていかないと大変だなと思っております。

1点だけ具体的に伺いますが、これから再建を図っていく前提として、ハウスの撤去についてです。きょう行った都留の大規模な葉物農家は、現状の7割から8割ぐらいの規模でまた再建できればいいかなと、大変傷つきながらも新たな意欲も持っている人ですけれども、ハウスを撤去しようと思っただけ業者を頼んでも、

もう既に周りで撤去する業者もいないそうです。手なれた人じゃなくても、身近なアルバイトをどうして探そうかなという話も、切実に、具体的にしていました。ともかく、撤去の時点から、手なれた人はもう周りにいない。国中地域に行ってしまうと、頼もうとした人はもういないんだという話をしていました。

撤去の部分から始まりますから、農政部だけでは出せない知恵もあろうかと思えますので、横断的に、いろいろなところからノウハウを聞いたり、情報を聞いたりして、ひとつ頑張っていたきたいと思いますが、撤去のそういった情報は入っていますか。まだそこまでは入っていないですか。

小野果樹食品流通課長 先ほどの桜本委員の御質問と同じ内容だと理解をしておりますが、やはりマンパワーで一本一本、骨を外していかなければいけない。果樹のハウスは特に、上に上って、高いところで一本一本外していかなければならない、パイプカッターでパイプを切って一本一本下へおろしていかなければいけない。非常に職人が必要な、そういう撤去になってくると理解をしております。こういう大規模な災害で、やはり人手というのは足りなくなってくると思っております。

武川委員 峡東地域を中心に人的な確保も必要だと思いますけれども、きょう、郡内地域に行ってみても、人員が国中地域のほうへ行ってしまって身の回りにいないという話がありました。桜本委員の質問がありましたけれども、あわせて、郡内地域なんかは特にそういった問題もよろしく願います。

久保田副委員長 ちょっと武川委員に関連するんですけども、きょう、やはり視察に行きまして、農家から3点ばかり聞いてくれないかと言われました。ハウスが鉄骨とパイプの違いで、中北農務事務所の説明によると、撤去料に上限があるということです。撤去には、温室だと、例えば2反歩で4,000万円もかかるところもあるだろうし、1,000万円かかるところもあると思いますが、上限には差が出るのですか。

小野果樹食品流通課長 撤去費につきましては、知事の答弁で、標準的な撤去費を県と市町村で全額負担するというふうに説明をしておりました。私どものほうで、ハウスの全壊、半壊とか、ハウスの作物によって、果樹のハウスと野菜のハウスでの撤去費の違いとか、そういったものを勘案しながら、所要額を計上しているところでございます。

現在、国において、本事業と同様な被災施設の撤去費の助成を行うという事業を検討されておりますので、これからも積極的にその事業を活用していくこととしておりますが、補助要件等の詳細が不明でございますので、今後、国の助成策が明らかになった段階で、国、県、市町村と一体的に運用していきたいと思っております。

久保田副委員長 今、人の問題で、JAこま野だと240人の全職員を手分けして農家へ配置するというをやっていますが、平成10年の大雪のときは、竜王町に農林高校の生徒が実習に行ったそうです。そういうことも教育のほうでお願いできればいいと思います。

今、人がいないということですから、ぜひ学生もボランティアで協力してもらったらどうかというお願いです。

鈴木委員 イエスカノーで簡潔にお答えいただきたいと思いますが、こんな新聞を出して、県の対応としておかしいと思います。県がしゃべったから山日新聞が書いたこと

であって、被災した農家の方が新聞記事を見て、県はなんだと、けさ、電話が来ました。これについて、農政部長はどう思いますか。

山里農政部長 今の御質問につきましては、おそらく融資残補助の45歳以下の件だと思います。これにつきましては、先ほど答弁させていただいたとおりでございますが、今回、平成10年の際にはなかった制度でございまして、何とか県としまして少しでも農家の負担を下げたいということで、財政が限られた中で、やむを得ず、年齢制限を設ける中での制度設計となったところでございます。

ただ、先ほど議会でも答弁させていただきましたように、国の施策につきましては、今、まさにこれと同様の融資残補助について、発動するべく準備が進められているところでございますので、これはそういう意味では、タイミングが、県の施策が早かったということに尽きるわけでございますけれども、今後は、年齢制限がなくて、全ての農家の方に同様の支援が講じられるように、県としてはしっかりと一体的に運用してまいりたいと考えているところでございます。

鈴木委員 その中で、今までは県の再建助成、今度は国が打っているわけです。そうすると、今度、借りる人は、二段で考えると、県のお金を、助成制度を使わないにしても、かぶっている国のお金を使えばいいわけであって、考え方が違うかもしれないけれども、県は、例えばこういうものについて、形を変えるとか、今、3割負担だけれども、例えば、これをさっき言ったように4割、5割にする方法を、部長、何か考えていますか。

山里農政部長 国の施策につきましては、具体的にどういう条件で発動されるかということは、これから詳細が決まってまいりますので、それを見ながら、どのように県の施策と一体的に運用できるかということ、委員の御指摘も含めた検討をしなければいけないとは考えております。

鈴木委員 結局、石和のほうもそうだし、きょう行ったガラスハウスもそうなんだけれども、金額的に4,000万円とか5,000万円、6,000万円までかかるものに対して、3割補助でできますかということなんです。やはり国の補助金を使うのもそうだけれども、山梨県の補助金はどうやって使っていくんだと、見る場合に。かぶっているんだけれども。素人目で見るとそう思うじゃないですか。

県は、今まで言った、例えば2,000万円とかいうものの融資再建築の中に国が入ってきているから、それを丸抱えなんだけれども、県はといったときに、県は何をやるのですか。言い方を変えると、同じだよといっても、私たちからするとないんだよとを感じるんだけれども、技術課長、それについてどうですか。

河野農業技術課長 今、部長が説明した範疇なんですけれども、こういうふうに整理しております。県は、今回の部分につきましては、県が考えていること、国も新たに打ち出そうということは、融資残補助です。融資ありきで、国の場合に、7割なのか、6割になるのか、5割かわかりませんが、融資ありき。県もそうです。

この融資ありきの部分について、まずもって、県が今回お願いしています無利子の資金を使っただく、これが第1です。そうしますと、国のお金を使おうが、県の金を、こちらの分を使おうが、両方とも県として支援をしているということが1点、あり方としてあります。

もう1点、今度は、考え方ですけれども、もともと、県が年齢制限を設けたのは、役割分担として、国の制度、県の制度という形で、お互いの制度が共存する中で、早急に山梨県の産地の維持発展のために使える方法は、幅広い方々に、こ

ういうお金が行き渡ったほうがいいのではないかと。先ほど部長が申しあげましたように、平成10年にはなく、初めて個人まで県として補助金を出させてもらうので、できる限り幅広い方々に、そういうメリットをとすることを考えました。委員がおっしゃるように、国に対して県分を足してという方法もあるかと思いますが、委員がどうしても、例えば、これは制度設計の中でやっていかなければいけないのですが、県、国が役割分担をもって、幅広い方々に、3割なら3割という助成をして、面的な広さの支援をしていくというのも1つの方法ではないかと思えます。

ただし、先ほど申しあげましたように、まだ制度設計も定まっておりませんので、今後、検討してまいりたいと考えております。

鈴木委員

これは、3割の補助なんていうことよりも、もっとできるはずだと思います。国の施策にしても県の施策もそうなんだけれども、70歳で25年の償還で45歳以下なんていう考え方も取っ払って、県は県で独自で、そういう方向性で変えていけば、県の施策はできていくような気がします。野菜は春植えにして夏の収穫をするという生産者もいるということですが、そういう方向性に変われば、もっと手厚い補助制度ができるんじゃないですか。どうですか、部長。

山里農政部長

補助制度につきましては、これは個人補助でございますので、非常にハードルが高いものであるというのは、ぜひ御承知いただきたいのですが、今回、県としましては、個人補助について初めて踏み込んだものでございます。

ただ、委員の御指摘は非常に重要だと思いますので、さらなる拡充ができるかどうか、検討してまいりたいと考えます。

渡辺委員

18日から現地へずっと、今日で4日間、回りましたけれども、惨たんたるものです。そのたびに、県の担当課長のところへ電話を入れていろいろ話を進めてきましたけれども、本当に農家はまっています。こういう現状ですから、改めて、早急な対応をしていただきたいということです。

さっき45歳の話もありました。補助制度、いろいろなことがありましたけれども、農家のところへ全くまだ届いていないという現状ですので、誰がどういふふうに関知徹底するのか、そのあたりについて伺います。

河野農業技術課長

今回の雪害の関係の対策につきましては、融資、補助、それぞれでございますので、早急に市町村、農協を通じる中で農家のほうにお知らせしたいと考えております。既に、内々ではございますけれども、関係の農務事務所を通じる中で、市町村、県、農協、また農協のほうは支所まで、このような対策の準備を願いたいという情報は流しつつあります。

ただ、今回のようなそごがありますと、せっかく盛った事業の価値がなくなってしまうので、県の考え方がちゃんと地元のほうへ伝わる方法を、いま一度、考えて、情報の発信をしていきたいと考えております。

渡辺委員

その件については、しっかりとお願いします。

いずれも、今度の予算の繰越明許になっているわけですから、執行についてはほぼ大丈夫なんだという考え方ですが、スピード感を持ってやってもらいたいということが1点、それはお願いしておきます。

それと、融資の最高限度が2,000万円ということですが、これをはるかに上回っている部分も出ていまして、ここについてはどのように考えていますか。

河野農業技術課長 確かに融資枠を2,000万円としております。ただ、園芸部門と畜産部門と分けておりました、明らかに投資が大きい、一般的なビニールハウスより大きいだろうという畜産につきましては、5,000万円で積算をしております。

討論 なし

採決 全員一致で原案のとおり可決すべきものと決定した。

その他 ・ 本委員会が審査した事件に関する委員長報告書の作成並びに委員長報告については、委員長に委任された。

以 上

農政産業観光委員長 石井 脩徳